今週の指標 No. 1293 2022 年 12 月 12 日

### 建設資材価格の高騰と公共投資への影響について

#### <ポイント>

1. 昨年より続く原材料費及びエネルギーコストの世界的な上昇、さらには円安の影響により、建設 業界は資材価格の高騰に直面している。本稿では、こうした資材価格の上昇がもたらす公共投資 への影響について検討する。

- 2. まず、資材価格や労務費等を踏まえた建設工事費用の相場を示す建設工事費デフレーターを確認すると、2021年以降、これまでを上回るペースで上昇していることがみてとれる。また、建設資材の総合的な価格動向を示す建設資材物価指数をみると、同様に、建築・土木ともに急激な上昇をみせており、資材価格の上昇がデフレーターを押し上げていることがわかる¹(図1)。
- 3. このように資材価格が大きく変動する中、公共発注者には請負代金への適切な価格転嫁の取組が 求められるが、これについて国土交通省は今年4月に通知を発出し、発注段階においては予定価 格に最新の取引価格を適切に反映すること、また、契約後の価格変動においては、いわゆるスラ イド条項を適切に設定・運用することを要請している<sup>2</sup>。
- 4. スライド条項とは、工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が、一定程度を超えて変動した場合に、発注者又は受注者が請負代金の変更を請求することができる制度で、公共工事標準請負契約約款第 26 条に規定されている。同条項には全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3種類があり、どのタイプを適用するかは各工事の状況に応じて判断することになる(図2)。なお、今般のような急激な価格変動においては、物価資料3の更新にタイムラグが生じる可能性があることから、今年6月には「単品スライド」の運用ルールが一部改定4され、資材の購入価格が同月の物価資料より高い場合でも、購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、購入価格を用いてスライド額を算出することができるようになるなど、現下の状況を踏まえて柔軟な対応が図られている。
- 5. また、予定価格への最新取引価格の反映について、都道府県における積算時の材料単価の設定状況を確認すると、全資材で物価資料の最新月の掲載価格を引用している都道府県が、今年の5月から10月にかけて倍近くまで増加しており、価格転嫁の取組が広がりつつあることがわかる(図3)。
- 6. 次に建設受注者の状況をみてみると、97.8%の企業が資材価格高騰により工事に影響があるとしており、このうちスライド条項を申請中・申請予定と回答している企業は過半数を占めている(図4)。なお、本数値は今年7月から8月にかけての調査結果であり、現時点ではさらに申請が増えている可能性もある。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 国土交通省「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(令和4年2月18日)によると、公共工事設計労務単価は10年連続の上昇となっており、資材価格のほか労務費の上昇も建設工事費デフレーターの押し上げ要因となっている。

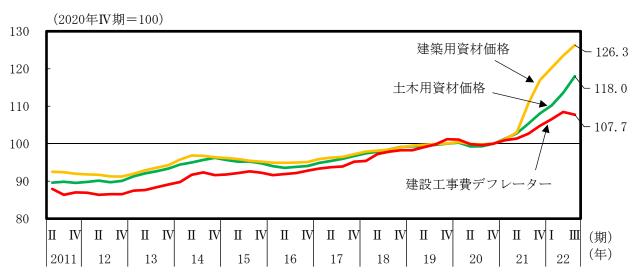
<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 国土交通省「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(令和4年4月26日)による。

<sup>3</sup> 物価資料とは、建設工事に関する資材価格・労務単価等を都市別等に毎月、調査・収録している資料。

<sup>4</sup> 国土交通省「工事請負契約書第26条第5項の運用について」(令和4年6月17日)による。

7. 以上のように、公共工事においては価格転嫁の取組が浸透しつつあるが、資材価格の上昇は公共 投資の実質値を押し下げる要因となる。実際、公的固定資本形成の名目値と実質値の前期比を確 認してみると、2021 年Ⅲ期以降、乖離が目立つ(図5)。今後の公共投資の動向を確認するには、 建設工事費を取り巻く状況も注視する必要がある。

## 図1 建設工事費デフレーターと建設資材物価指数



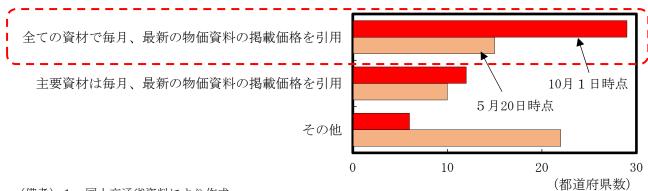
- (備考) 1. 国土交通省「建設工事費デフレーター」、一般財団法人建設物価調査会「建設物価 建設資材物価指数」により作成。
  - 2. 建設工事費デフレーターは、土木総合のうち公共事業の指数。

#### 図2 公共工事標準請負契約約款におけるスライド条項の取扱い

項目		全体スライド	単品スライド	インフレスライド
適用対象工事		工期が12か月を超える工事 ただし、残工期が2か月以上 ある工事	すべての工事 ただし、残工期が2か月以上ある工事	
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変 動に対応する措置	特定の資材価格の急激な 変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に 対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から 12 か 月経過後の残工事量に対する 資材、労務単価等	部分払いを行った出来高 部分を除く特定の資材 (鋼材類、燃料油類等)	臨時で賃金水準の変更が なされた日以降の残工事 量に対する資材、労務単 価等
	受注者 の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0%	残工事費の 1.0%

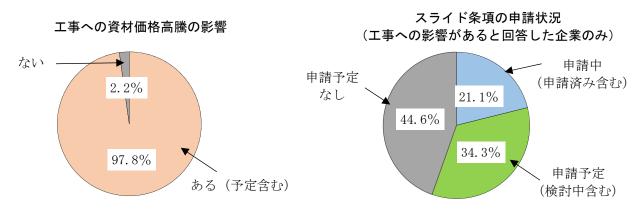
(備考) 国土交通省資料により作成。

# 図3 都道府県における積算時の材料単価の設定状況



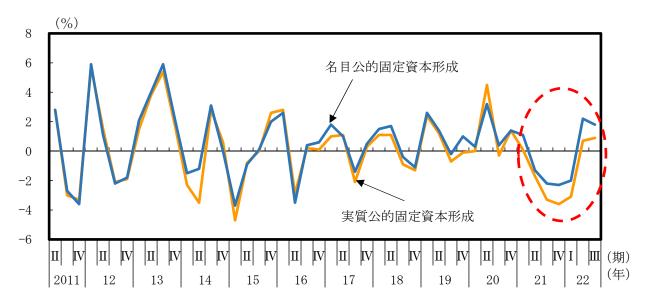
- (備考) 1. 国土交通省資料により作成。
  - 2. 調査対象は、入札時の予定価格の積算に物価資料を引用している材料単価。

#### 図4 建設受注者の状況



- (備考) 1. 一般社団法人全国建設業協会「令和4年度 品確法に基づく『発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)』の運用状況等に関するアンケート報告書」により作成。
  - 2. 調査対象は47都道府県建設業協会の会員企業で各都道府県建設業協会が選定した企業、回答企業数は1,341社、調査日は令和4年7月~8月。ただし、「不明」回答及び未回答については集計数から除外されている。

## 図5 公的固定資本形成の前期比の推移



(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整系列。

担当:内閣府 政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(総括担当)付中山 愛香 (直通 03-6257-1568)

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。